

# NPO法人公共政策研究所ニュース (平成26年度冬号改定版)

## 自治基本条例の制定及び自治推進委員会のアドバイザーとして自治体を支援します。(お気軽にご相談ください)

専門知識・ノウハウ

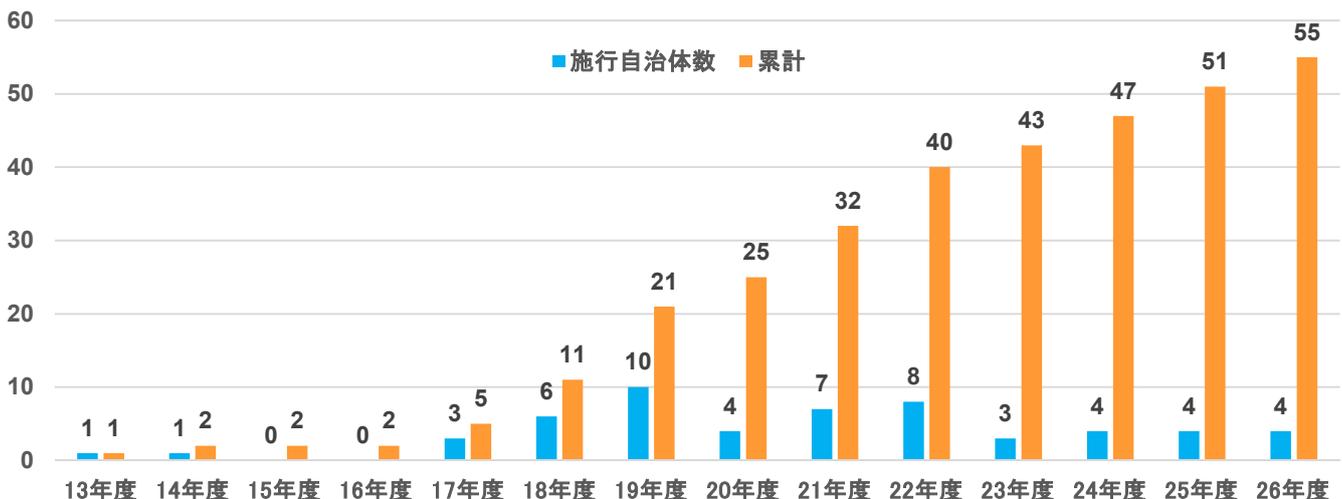
### 自治基本条例素案のまとめのアドバイザー実績

- ・江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会ファシリテーター(H18.4～H19.3)
- ・八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー(H20.8～H21.8)
- ・中標津町自治基本条例検討職員プロジェクトアドバイザー(H21.10～H22.3)
- ・美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー(H21.10～H23.2)
- ・大空町自治基本条例(仮称)検討委員会アドバイザー(H22.10～H24.2)
- ・八雲町自治推進委員会アドバイザー(H22.8～H24.3)
- ・岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議アドバイザー(H23.7～H25.3)

法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキュウシヨ	フリガナ	ミスサワ マサ幼	団体認証日
団体名	特定非営利活動法人 公共政策研究所		理事長	水澤 雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話(FAX)	011-836-4315 (携帯電話)09052263257	
ホームページ	http://koukyou-seisaku.com/		E-メール	<a href="mailto:koukyou-seisaku@goo.jp">koukyou-seisaku@goo.jp</a>	
理事	渡辺三省 (自治体職員) 栃内香次 (前北海学園大学大学院経営学研究科教授)		顧問	宮脇淳 北海道大学公共政策大学院教授 山口二郎 法政大学教授	

## 1. 北海道内自治体の自治基本条例施行数の推移

H26年12月末現在の道内の自治基本条例の施行状況を調査しました。北海道は普及率30%と全国でも6位でした。全国の自治基本条例の施行状況は当NPOホームページ参照願います。

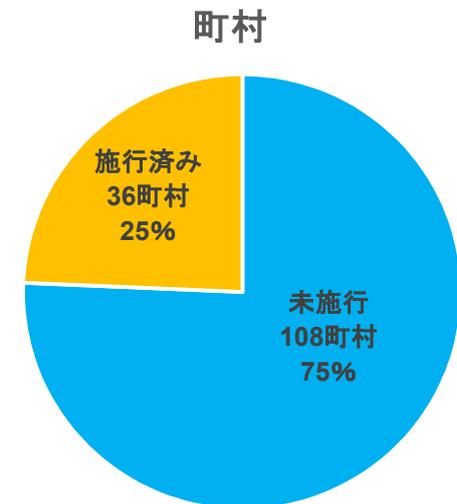
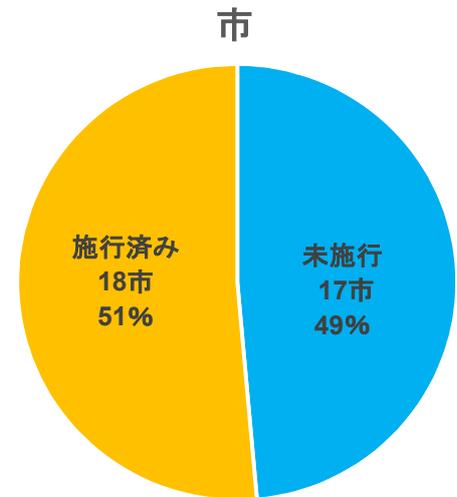


項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
施行自治体数	1	1	0	0	3	6	10	4	7	8	3	4	4	4
累計	1	2	2	2	5	11	21	25	32	40	43	47	51	55
比率	0.6%	1.1%	1.1%	1.1%	2.8%	6.1%	11.7%	13.9%	17.8%	22.2%	23.9%	26.1%	28.3%	30.6%

(注)北海道含む

## 2. 北海道内の自治基本条例施行一覧

NO	自治体	条例名	施行日
1	ニセコ町	まちづくり基本条例	平成13年4月1日
2	北海道	行政基本条例	平成14年10月18日
3	奈井江町	まちづくり基本条例	平成17年4月1日
4	苫前町	まちづくり基本条例	平成17年10月1日
5	登別市	まちづくり基本条例	平成17年12月21日
6	清水町	まちづくり基本条例	平成18年4月1日
7	遠別町	自治基本条例	平成18年4月1日
8	沼田町	まちづくり基本条例	平成18年4月1日
9	音更町	まちづくり基本条例	平成18年10月1日
10	白老町	自治基本条例	平成19年1月1日
11	芽室町	自治基本条例	平成19年3月5日
12	下川町	自治基本条例	平成19年4月1日
13	札幌市	自治基本条例	平成19年4月1日
14	苫小牧市	自治基本条例	平成19年4月1日
15	留萌市	自治基本条例	平成19年4月1日
16	帯広市	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
17	稚内市	自治基本条例	平成19年4月1日
18	中札内村	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
19	遠軽町	まちづくり基本条例	平成19年4月1日
20	美唄市	まちづくり基本条例	平成19年9月1日
21	七飯町	まちづくり基本条例	平成19年10月1日
22	平取町	自治基本条例	平成20年4月1日
23	上川町	自治基本条例	平成20年4月1日
24	石狩市	自治基本条例	平成20年4月1日
25	芦別市	まちづくり基本条例	平成20年10月1日
26	上富良野町	自治基本条例	平成21年4月1日
27	幌延町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
28	士幌町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
29	福島町	まちづくり基本条例	平成21年4月1日
30	厚沢部町	素敵な過疎のまちづくり基本条例	平成21年4月1日
31	三笠市	未来づくり基本条例	平成21年4月1日
32	江別市	自治基本条例	平成21年7月1日
33	名寄市	自治基本条例	平成22年4月1日
34	八雲町	自治基本条例	平成22年4月1日
35	鹿追町	自治基本条例	平成22年4月1日
36	和寒町	自治基本条例	平成22年4月1日
37	置戸町	まちづくり基本条例	平成22年4月1日
38	黒松内町	みんなで歩むまちづくり条例	平成22年5月7日
39	北見市	まちづくり基本条例	平成22年12月21日
40	新十津川町	まちづくり基本条例	平成23年1月1日
41	函館市	自治基本条例	平成23年4月1日
42	美幌町	自治基本条例	平成23年4月1日
43	別海町	自治基本条例	平成23年4月1日
44	中標津町	自治基本条例	平成24年4月1日
45	士別市	まちづくり基本条例	平成24年4月1日
46	大空町	自治基本条例	平成24年6月21日
47	新ひだか町	まちづくり自治基本条例	平成25年1月7日
48	斜里町	自治基本条例	平成25年4月1日
49	栗山町	自治基本条例	平成25年4月1日
50	むかわ町	まちづくり基本条例	平成25年4月1日
51	恵庭市	まちづくり基本条例	平成26年1月1日
52	湧別町	自治基本条例	平成26年4月1日
53	小樽市	自治基本条例	平成26年4月1日
54	旭川市	まちづくり基本条例	平成26年4月1日
55	安平町	まちづくり基本条例	平成26年12月26日



自治体	施行済み	未施行	施行比率
市	18	17	51%
町村	36	108	25%
計	54	125	30%

(注) 北海道含まず

\* 北海道の市の2市に1市が、町村は4町村に1町村が自治の基本ルールを条例で定めている。

### 3. 自治基本条例の都道府県別施行率(普及率)(平成26年12月末現在)

NO	県名	市町村数	条例施行自治体数	施行率
1	北海道	179	55	31%
2	青森県	40	6	15%
3	岩手県	33	7	21%
4	宮城県	35	4	11%
5	秋田県	25	3	12%
6	山形県	35	6	17%
7	福島県	59	9	15%
東北		227	35	15%
8	茨城県	44	5	11%
9	栃木県	26	11	42%
10	群馬県	35	3	9%
11	埼玉県	63	21	33%
12	千葉県	54	1	2%
13	東京都	62	14	23%
14	神奈川県	33	19	58%
関東		317	74	23%
15	新潟県	30	9	30%
16	富山県	15	2	13%
17	石川県	19	5	26%
18	福井県	17	3	18%
19	山梨県	27	3	11%
20	長野県	77	8	10%
21	岐阜県	42	6	14%
22	静岡県	35	5	14%
23	愛知県	54	15	28%
中部		316	56	18%
24	三重県	29	6	21%
25	滋賀県	19	7	37%
26	京都府	26	1	4%
27	大阪府	43	13	30%
28	兵庫県	41	14	34%
29	奈良県	39	3	8%
30	和歌山県	30	0	0%
近畿		227	44	19%
31	鳥取県	19	4	21%
32	島根県	19	4	21%
33	岡山県	27	5	19%
34	広島県	23	3	13%
35	山口県	19	2	11%
中国		107	18	17%
36	徳島県	24	2	8%
37	香川県	17	4	24%
38	愛媛県	20	4	20%
39	高知県	34	2	6%
四国		95	12	13%
40	福岡県	60	7	12%
41	佐賀県	20	2	10%
42	長崎県	21	0	0%
43	熊本県	45	3	7%
44	大分県	18	7	39%
45	宮崎県	26	1	4%
46	鹿児島県	43	2	5%
47	沖縄県	41	4	10%
九州		274	26	9%
計		1742	320	18.4%

- 施行済み自治体の普及率上位5都道府県は、神奈川県(58%)、栃木県(42%)、大分県(39%)、滋賀県(37%)、兵庫県(34%)であった。
- 地域に見る普及率上位5地域は、北海道(31%)、関東(23%)、近畿(19%)、中部(18%)、中国(17%)であった。
- 全国の施行済み自治体の普及率は18.4%であった。
- 全国の自治基本条例の施行状況は当NPO法人のホームページ参照願います。

<http://koukyou-seisaku.com/image/2014jiti.pdf>

八雲町で行った公共施設マネジメント研修会(2014.10.6)での水澤理事長



2014年度の主な活動内容

(1) 調査活動(ホームページで公表しています)

①2014北海道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査報告書

<http://koukyou-seisaku.com/image/2014gikaihokoku.pdf>

②2014北海道内市町村のNPO法人への寄附に伴う個人住民税の控除のための税条例改正等調査報告書

<http://koukyou-seisaku.com/image/2014npokifu.pdf>

(2)2014北大地方議員向けサマースクールの事務局

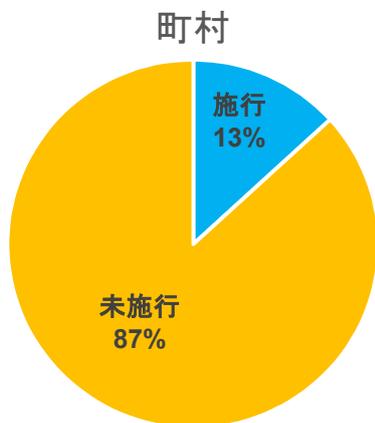
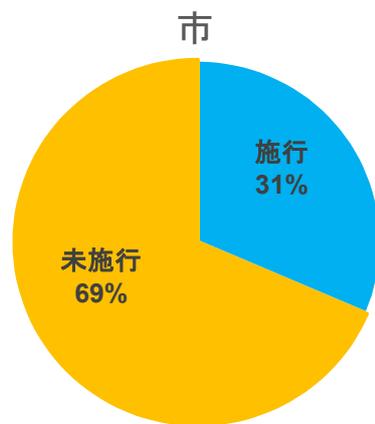
2014年度のテーマは「公共施設マネジメント」でした。

(3)八雲町公共施設マネジメント研修会実施

北大公共政策大学院石井・原田両教授と水澤理事長が講師

4. 北海道内の議会基本条例施行一覧

NO	自治体	名称	議会基本条例
1	栗山町	栗山町議会基本条例	平成18年5月18日
2	今金町	今金町議会基本条例	平成19年5月1日
3	知内町	知内町議会基本条例	平成20年4月1日
4	福島町	福島町議会基本条例	平成21年4月1日
5	三笠市	三笠市議会基本条例	平成21年4月1日
6	名寄市	名寄市議会基本条例	平成21年4月1日
7	北海道	北海道議会基本条例	平成21年7月10日
8	鹿追町	鹿追町議会基本条例	平成22年3月25日
9	帯広市	帯広市議会基本条例	平成22年4月1日
10	和寒町	和寒町議会基本条例	平成22年4月1日
11	白糠町	白糠町議会基本条例	平成22年10月1日
12	豊浦町	豊浦町議会基本条例	平成22年12月1日
13	旭川市	旭川市議会基本条例	平成22年12月10日
14	釧路市	釧路市議会基本条例	平成23年4月1日
15	北竜町	北竜町議会基本条例	平成23年4月1日
16	登別市	登別市議会基本条例	平成23年5月1日
17	足寄町	足寄町議会基本条例	平成23年5月1日
18	士別市	士別市議会基本条例	平成24年4月1日
19	大空町	大空町議会基本条例	平成24年6月21日
20	根室市	根室市議会基本条例	平成25年3月1日
21	芽室町	芽室町議会基本条例	平成25年4月1日
22	札幌市	札幌市議会基本条例	平成25年4月1日
23	江別市	江別市議会基本条例	平成25年4月1日
24	夕張市	夕張市議会基本条例	平成25年4月1日
25	浦幌町	浦幌町議会基本条例	平成25年4月1日
26	遠軽町	遠軽町議会基本条例	平成25年7月1日
27	八雲町	八雲町議会基本条例	平成25年9月18日
28	七飯町	七飯町議会基本条例	平成26年4月1日
29	むかわ町	むかわ町議会基本条例	平成26年4月1日
30	幕別町	幕別町議会基本条例	平成26年4月1日
31	安平町	安平町議会基本条例	平成26年12月26日



自治体	施行	未施行	計
市	11	24	35
町村	19	125	144
計	30	149	179

水澤理事長の略歴

昭和25年2月6日北海道八雲町で生まれる(64歳)

●学歴

- ①昭和45年4月～昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業
- ②平成14年4月～平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ③平成18年4月～平成20年3月 北海道大学公共政策大学院専門職課程(修士)修了

●職歴

- ①通信会社に32年間勤務
- ②平成19年6月～ NPO法人公共政策研究所理事長
- ③平成20年4月～ 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員

## 5. 2014北海道内自治体議会を活性化するための環境整備に関する調査報告書より抜粋

### ①住民と議会の意見交換及び議会報告会

#### 住民等との意見交換あり(57議会45%)

議会報告会開催なし(78議会61%)

北海道、旭川市、室蘭市、登別市  
新篠津村、七飯町、森町、長万部町、由仁町、長沼町、遠別町、幌延町、西興部村、白老町、厚真町、音更町、新得町、陸別町、鶴居村

19議会15%

住民との意見交換あり  
議会報告会開催なし

札幌市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、紋別市、千歳市、滝川市、砂川市、深川市、恵庭市、伊達市、北広島市、松前町、鹿部町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、島牧村、寿都町、蘭腰町、留寿都村、神恵内村、仁木町、余市町、赤井川村、奈井江町、秩父別町、雨竜町、幌加内町、東神楽町、当麻町、愛別町、上川町、美瑛町、南富良野町、剣淵町、増毛町、小平町、苫前町、天塩町、猿払村、中頓別町、豊富町、利尻町、津別町、小清水町、湧別町、浦河町、新ひだか町、土幌町、清水町、中札内村、広尾町、豊頃町、弟子屈町

59議会46%

住民との意見交換なし  
議会報告会開催なし

小樽市、釧路市、帯広市、網走市、赤平市、土別市、三笠市、根室市、富良野市、石狩市  
福島町、八雲町、厚沢部町、今金町、ニセコ町、栗山町、北竜町、沼田町、鷹栖町、上富良野町、中富良野町、占冠村、和寒町、美幌町、斜里町、訓子府町、豊浦町、安平町、むかわ町、えりも町、芽室町、幕別町、本別町、足寄町、浦幌町、白糠町、別海町、中標津町

38議会30%

住民との意見交換あり  
議会報告会開催あり

函館市、美唄市、名寄市、歌志内市、当別町、真狩村、南幌町、東川町、羽幌町、遠軽町、大空町

11議会9%

住民との意見交換なし  
議会報告会開催あり

議会報告会開催あり(49議会39%)

#### 住民等との意見交換なし(70議会55%)

(注)アンダーラインは議会基本条例制定議会

## ②議会基本条例制定議会の比較

### 議会基本条例制定議会比較

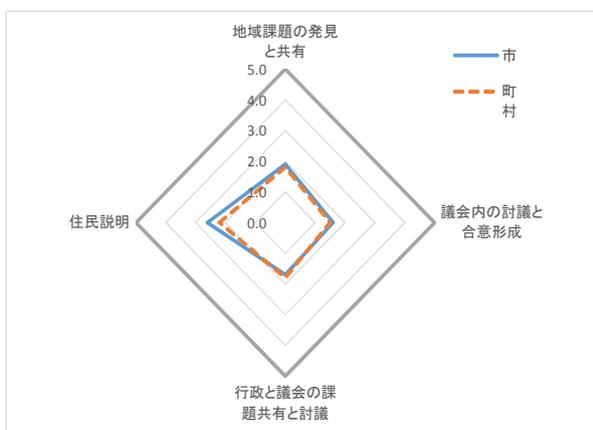
NO	自治体議会	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	行政と議会の 課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
1	芽室町	5.0	3.7	5.0	5.0	4.7	2.4
2	福島町	4.7	4.3	4.4	4.8	4.6	4.4
3	栗山町	4.7	3.3	2.4	4.8	3.8	4.0
4	浦幌町	3.7	4.0	2.4	4.0	3.5	2.2
5	幕別町	3.3	3.3	2.2	4.2	3.3	2.1
6	豊浦町	3.3	2.3	3.6	3.6	3.2	2.9
7	根室市	3.3	2.3	3.2	3.4	3.1	1.8
8	足寄町	3.3	2.3	2.6	4.0	3.1	2.8
9	帯広市	3.3	2.3	2.2	3.8	2.9	3.0
10	士別市	3.3	2.3	2.4	3.6	2.9	2.8
11	登別市	3.7	2.3	2.4	3.2	2.9	2.8
12	八雲町	2.7	2.3	2.2	3.6	2.7	1.5
13	今金町	3.7	1.7	2.6	2.6	2.7	2.4
14	和寒町	3.3	2.3	2.2	2.8	2.7	2.7
15	旭川市	2.7	3.0	2.4	2.4	2.6	2.3
16	七飯町	2.0	2.3	2.6	3.2	2.5	1.7
17	江別市	2.7	2.7	2.0	2.2	2.4	1.6
18	名寄市	1.7	2.3	2.2	3.2	2.4	2.7
19	安平町	2.0	1.0	2.2	3.8	2.3	1.8
20	釧路市	2.3	1.0	2.2	3.2	2.2	2.1
21	北竜町	2.0	2.3	2.4	2.2	2.2	2.6
22	北海道	2.3	2.3	1.6	2.2	2.1	2.1
23	むかわ町	2.3	1.3	2.2	2.6	2.1	1.8
24	三笠市	2.0	1.0	1.6	2.8	1.9	2.3
25	遠軽町	1.0	1.0	2.8	2.6	1.9	1.6
26	白糠町	2.0	1.0	2.6	2.0	1.9	1.8
27	札幌市	1.7	1.7	1.0	2.6	1.8	1.6
28	大空町	1.0	1.0	1.4	3.2	1.7	1.9
	平均	2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	

コメント：議会基本条例を制定していながら、制度が機能していない議会がある。特に、議会基本条例の制度として、「議会内の討議と合意形成」や「行政と議会の課題共有と討議」といった議会が政策形成の主導権を発揮する制度が機能していないことをわかる。住民提起や議員・首長発議の課題を常任委員会や全員協議会の場で議員同士の議論を活発に行うことを提案したい。そして、議論の結果を議会報告会で、議会として議論内容を住民に説明するというサイクルを繰り返すことで、議会主導の自治が機能する。（注）NO12～14の網掛けは議会基本条例制定議会の平均値を表す

## ③2014市と町村議会の4指標による比較

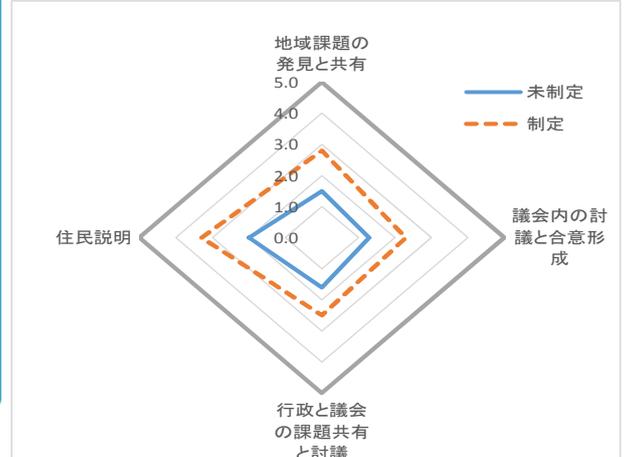
### 市と町村議会の比較

	地域課題の 発見と共有	議会内の討議 と合意形成	行政と議会の 課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
市	1.9	1.6	1.7	2.6	2.0	1.8
町村	1.8	1.5	1.8	2.2	1.8	1.6



### 議会基本条例有無議会比較

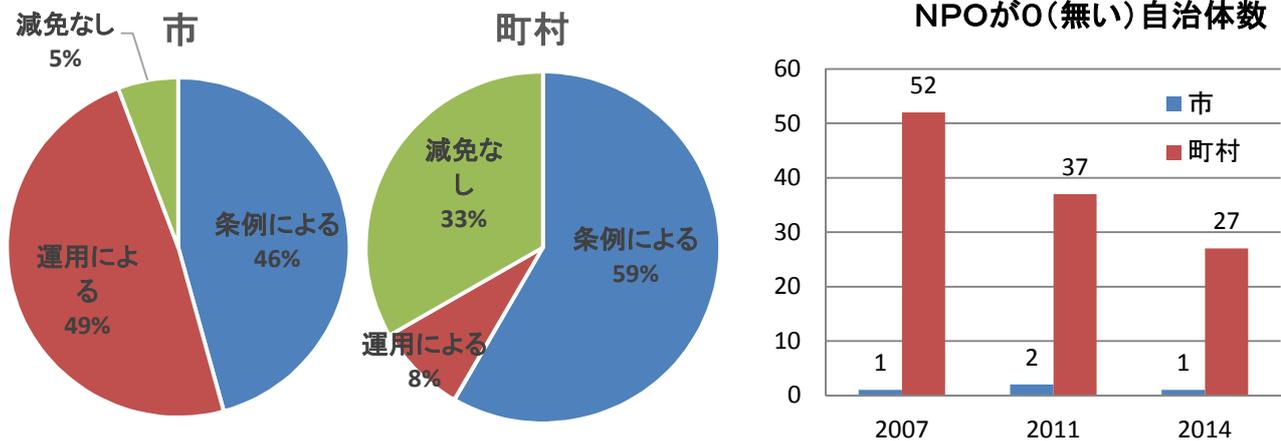
	地域課題の 発見と共有	議会内の討議と 合意形成	行政と議会の 課題共有と討議	住民説明	2014平均	2012平均
未制定	1.5	1.3	1.6	2.0	1.6	1.5
制定	2.8	2.3	2.5	3.3	2.7	2.8



## 6. 2014北海道内市町村の税条例改正等調査報告(自治体によるNPO支援策)

### (1) NPO法人への法人住民税の減免実施状況

自治体の税条例からNPO法人への法人住民税の減免規定を確認し、「条例による」「運用による(条例の解釈)」「減免なし(条例規定なし)」と分類した。調査時期は平成26年10月時点である。NPO法人に対する法人住民税減免額は市町村は5万円、北海道は2万円である。

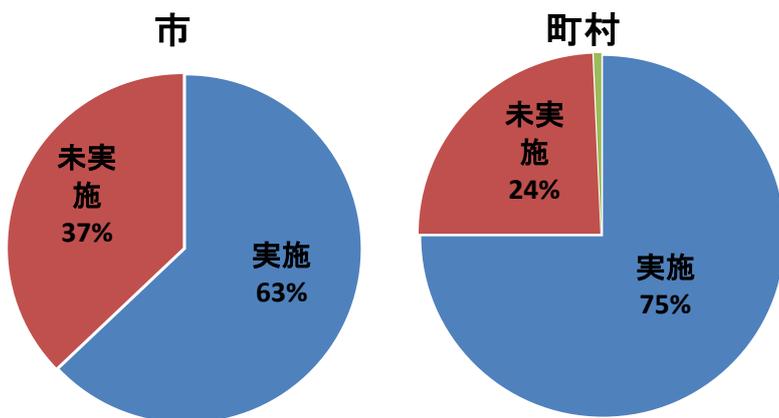


\* 市では「運用による」、町村では「条例による」が多い。町村では「減免なし」は3町村に1町村の割合であり、これらの町村ではNPOがない町村が多い。道内のNPO法人数は2,011NPO法人(2014.11.1現在)である。

### (2) 認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

認定NPO法人制度の認定は北海道・札幌市が実施、認定を受けたNPOへの寄附は所得税と道民税・住民税の控除を受けられる。しかし、道民税と住民税の控除を受けるためには条例で認定NPOの範囲等を指定する必要がある。

#### ① 認定NPO法人への寄附控除実施のための税条例改正実施自治体

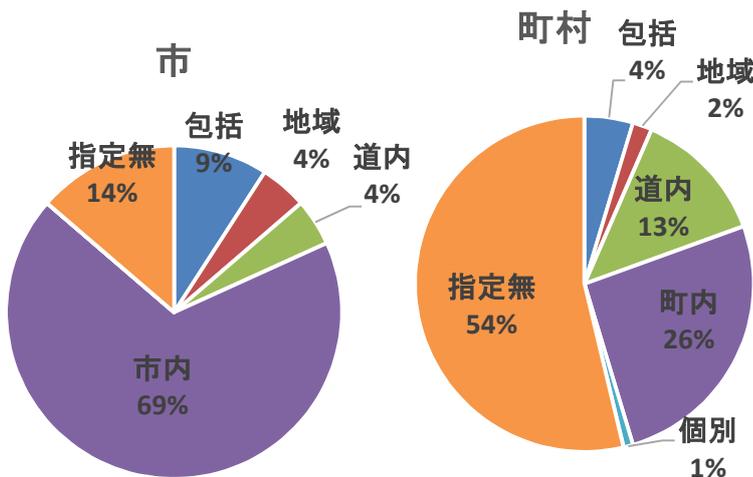


道内の認定NPOの所在地一覧

市町村	振興局	団体数	規定有無	指定NPO
札幌市	石狩	17	○	0
函館市	渡島	3	○	0
長万部町	渡島	1	×	1
倶知安町	後志	1	×	1
美唄市	空知	1	○	1
長沼町	空知	1	○	0
栗山町	空知	1	○	1
南富良野町	上川	1	○	1
紋別市	オホーツク	1	○	1
浜中町	釧路	1	○	0
計		28		6

\* 認定NPO法人への寄附をした個人の住民税の控除を規定した税条例改正自治体は多いが、全道の認定NPOの数は28NPO法人と少ないことから、条例改正をしても条例の適用を受ける(所得税・道民税・住民税の全ての控除を受ける)自治体住民の範囲が狭いことが課題であり、特に、道内の認定NPOへの寄附は所得税と道民税の控除対象になるが、居住する自治体に認定NPOがなければ、住民税の控除の対象にはならない。

## ②改正税条例の適用範囲



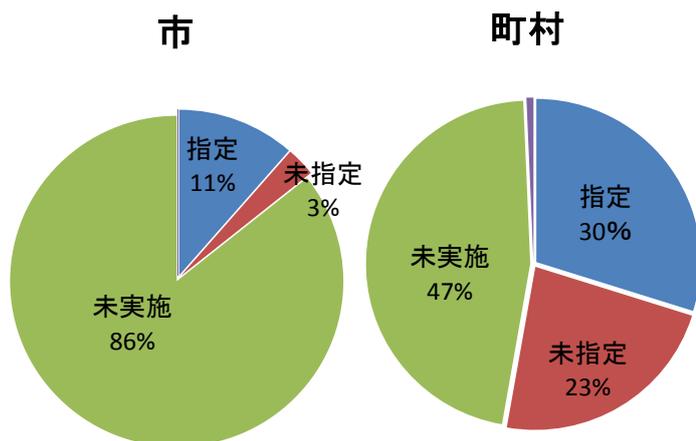
(注) 認定NPO法人への寄附を定めた税条例では対象となる認定NPOの範囲を定めている。

「包括」はすべての認定NPOへの寄附が対象、「市内」は市内に住所がある認定NPOが対象。「地域」は例えば、檜山・渡島振興局管内という地域を対象。「道内」は北海道内に住所がある認定NPOが対象。「個別」は具体的に認定NPOを指定し、指定した認定NPOが対象となる。

\* 認定NPO法人への寄附を定めた税条例では、市では「市内」、町村では「指定無」が多い。これは、認定NPOが札幌市や函館市など市に多くあること、町村には余りないことがこのような結果となっている。ほとんどの市町村はこれから認定NPOになるNPO法人が多くなることを想定しての対応となっている。注目すべきことは、「道内」を指定している自治体が十勝振興局管内に多い。認定NPO制度として、このような動向は歓迎すべきことと思われる。

## (3) 条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

NPO法人への寄附は認定NPO法人又は認定資格のないNPO法人(以下「一般NPO法人」)に区分される。認定NPO法人への寄附をした場合には所得税・道民税・住民税からの控除を受けられるが、一般NPO法人に寄附をしたとしても、まったく税控除を受けられなかった。しかし、市町村が税条例で指定した一般NPO法人への寄附をした場合は、住民税の控除(6%)が受けれる。また、北海道が税条例で指定した一般NPO法人への寄附をした場合は、道民税の控除(4%)が受けれる。



\* 条例指定NPOから認定NPOになったNPOが6NPOあった。したがって、条例指定NPOになることが重要である。しかし、現在の北海道の税条例は市町村の税控除(6%)と北海道の税控除(4%)の2つを同時に受けることが難しい仕組みとなっている。

年度別条例指定NPO実施市町村数

年度	2011	2012	2014	増加数
北海道	0	0	1	1
市	2	3	4	1
町村	32	35	43	8
計	34	38	48	10
増加数		4	10	

(注) 増加数は2012年調査との比較

年度別条例指定NPO数

年度	2011	2012	2014	増加数
北海道	0	0	1	1
市	9	15	17	2
町村	48	61	76	15
計	57	76	94	18
増加数		19	18	

(注) 増加数は2012年調査との比較

詳細は当NPO法人のホームページ参照願います。

<http://koukyou-seisaku.com/image/2014npokifu.pdf>

(4) 道内市町村税条例から見えるNPO法人への税控除と寄付控除の状況(2014年10月1日現在)

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO				
				団体数	条例改正実施			未実施	団体数		条例改正実施		未実施
					14	包括	範囲		個別	12	14	指定	
北海道				28		道内				1	○		
札幌市	石狩	920	△	17		市内	○		0	1	○		
函館市	渡島	92	○	3		市内							○
小樽市	後志	28	△					○					○
旭川市	上川	93	○	0		市内	○						○
室蘭市	胆振	27	△				指定無						○
釧路市	釧路	45	△	0		市内							○
帯広市	十勝	64	△	0		市内							○
北見市	オホーツク	36	○				指定無		5	6	○		
夕張市	空知	3	△					○					○
岩見沢市	空知	33	△					○					○
網走市	オホーツク	20	△	0		市内							○
留萌市	留萌	14	○					○					○
苫小牧市	胆振	40	△	0		市内							○
稚内市	宗谷	10	○					○					○
美唄市	空知	6	△	1		市内							○
芦別市	空知	5	○					○					○
江別市	石狩	32	△	0		市内							○
赤平市	空知	3	○					○					○
紋別市	オホーツク	11	○	1		市内			9	9	○		
士別市	上川	4	○					○					○
名寄市	上川	6	○					○					○
三笠市	空知	2	×					○	1	1	○		
根室市	根室	2	△					○					○
千歳市	石狩	22	○	28		道内							○
滝川市	空知	9	△	0		市内							○
砂川市	空知	8	△					○					○
歌志内市	空知	0	×					○					○
深川市	空知	7	△					○					○
富良野市	上川	12	○					○					○
登別市	胆振	11	△	0		市内							○
恵庭市	石狩	12	○	0		市内							○
伊達市	胆振	18	○				指定無		0	0			○
北広島市	石狩	29	○	0		市内							○
石狩市	石狩	25	○	0		市内				0			○1/6修
北斗市	渡島	5	△	4		渡島檜山	○						○
当別町	石狩	11	○	0		町内			3	4	○		
新篠津村	石狩	2	×				指定無						○
松前町	渡島	1	×				指定無		1	1	○		
福島町	渡島	0	×				指定無		0	0			○
知内町	渡島	0	×					○					○
木古内町	渡島	0	×					○					○
七飯町	渡島	10	○	0		町内	○						○
鹿部町	渡島	0	×	0		町内	○						○
森町	渡島	3	○	0			指定無		2	2	○		
八雲町	渡島	2	○					○	2	2	○		
長万部町	渡島	3	○	1			指定無		2	2	○		
江差町	檜山	2	○					○					○
上ノ国町	檜山	1	○					○					○
厚沢部町	檜山	1	○					○					○
乙部町	檜山	1	(○)					(○)					(○)
奥尻町	檜山	0	○					○					○
今金町	檜山	1	○					○					○
せたな町	檜山	3	○				指定無						○

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO					
				団体数	条例改正実施			未実施	団体数		条例改正実施		未実施	
					14	包括	範囲		個別	12	14	指定		未指定
島牧村	後志	0	×		○									○
寿都町	後志	0	×	0		町内								○
黒松内町	後志	2	○	0		町内								○
蘭越町	後志	3	○	0		町内								○
二七二町	後志	5	○	0		町内		5	5	○				
真狩村	後志	0	×				指定無							○
留寿都村	後志	0	×					○						○
喜茂別町	後志	1	×					○						○
京極町	後志	1	(×)					(○)						(○)
俱知安町	後志	9	○	1				○	4	5	○			
共和町	後志	2	○					○						○
岩内町	後志	3	○	0		町内								○
泊村	後志	0	(×)					(○)						(○)
神恵内村	後志	1	×	0		村内				1	○			
積丹町	後志	0	(×)			不明					不明			
古平町	後志	2	△	0		町内		1	1	○				
仁木町	後志	1	○	0		町内								○
余市町	後志	9	○	0		余市町、積丹町、古平町、仁木町								○
赤井川村	後志	1	(○)					○						○
南幌町	空知	1	×	0		町内			0			○		
奈井江町	空知	1	○					○						○
上砂川町	空知	0	×					○						○
由仁町	空知	0	×	0		町内			0			○		
長沼町	空知	3	×	1		町内			0			○		
栗山町	空知	7	○	1		町内			1	○				
月形町	空知	1	○	0		町内								○
浦臼町	空知	0	○					○						○
新十津川町	空知	2	○	0		町内								○
妹背牛町	空知	1	○					○						○
秩父別町	空知	2	○	0			指定無							○
雨竜町	空知	0	○			町内								○
北竜町	空知	2	○	0			指定無	2	2	○				
沼田町	空知	0	△					○						○
幌加内町	上川	2	○				指定無		2	○				
鷹栖町	上川	4	○				指定無		0			○		
東神楽町	上川	3	×				指定無	1	1	○				
当麻町	上川	0	△				指定無		0			○		
比布町(注1)	上川	2	○				指定無	2	2	○				
愛別町	上川	1	○				指定無	1	1	○				
上川町	上川	3	○				指定無		0			○		
東川町	上川	3	○				指定無	2	2	○				
美瑛町	上川	7	○				指定無	1	1	○				
上富良野町	上川	3	○	0		町内			0			○		
中富良野町	上川	1	○	0		町内								○
南富良野町	上川	2	×	1		町内		2	2	○				
占冠村	上川	4	○	0		村内								○
和寒町	上川	1	×					○						○
剣淵町	上川	0	×	0		町内								○
下川町	上川	5	○				指定無		0			○		
美深町	上川	2	○	0		町内			2	町内				
音威子府村	上川	1	×				指定無		0			○		
中川町	上川	2	○				○		0			○		

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO					
				団体数		条例改正実施			未実施	団体数		条例改正実施		未実施
				14	包括	範囲	個別	12		14	指定	未指定		
増毛町	留萌	1	△					○						○
小平町	留萌	0	×					○						○
苫前町	留萌	0	×				指定無			0		○		
羽幌町	留萌	3	○					○						○
初山別村	留萌	0	×					○						○
遠別町	留萌	2	○					○	1	1	○			
天塩町	留萌	1	×					○	1	1	○			
幌延町	宗谷	0	×					○						○
猿払村	宗谷	0	○				指定無			0		○		
浜頓別町	宗谷	1	○				指定無		1	1	○			
中頓別町	宗谷	1	×				指定無		1	1	○			
枝幸町	宗谷	2	○					○						○
豊富町	宗谷	2	×				指定無		1	1	○			
礼文町	宗谷	1	×		○					0		○		
利尻町	宗谷	1	×				指定無			0		○		
利尻富士町	宗谷	0	×		○					0		○		
美幌町	オホーツク	5	○				指定無							○
津別町	オホーツク	4	○				指定無			0		○		
斜里町	オホーツク	6	○				指定無		3	3	○			
清里町	オホーツク	1	○	0		町内				0		○		
小清水町	オホーツク	1	○	0		町内			1	1	○			
訓子府町	オホーツク	1	○				指定無		1	1	○			
置戸町	オホーツク	2	○				指定無			0		○		
佐呂間町	オホーツク	1	○	1		オホーツク管内			1	1	○			
遠軽町	オホーツク	8	△					○	4	5	○			
湧別町(注2)	オホーツク	0	△	28		道条例(道内)			1	1	○			
滝上町	オホーツク	1	○	0		町内	指定無			0	町内	○		
興部町	オホーツク	1	○		○									○
西興部村	オホーツク	1	×				指定無		1	1	○			
雄武町	オホーツク	1	×	0		町内				0		○		
大空町	オホーツク	1	○				指定無		1	1	○			

(注1)2014年度のNPO法人数は北海道のホームページ・北海道のNPO・協働の認証団体一覧(2014年10月1日現在)による。ただし、札幌市は札幌市発表の数値使用

(注2)調査の判断材料は自治体が定めている税条例から当NPO法人が判断して評価した。

(注3)①の法人住民税控除欄は2014年度の減免判断は税条例による。ただし、HPに税条例が未掲載のため判断がつかない自治体は2012年度の調査結果と同じとした( )表示  
 表記の意味は条例によるは○、運用によるは△、減免なしは×としている。これは、NPO法人の法人住民税を減免する規定であり、市町村は5万円、北海道は2万円が減免(年間)になる。

(注4)②の認定NPOとは、北海道と札幌市が税条例で認定したNPO(認定条件を満たしたNPO)のことで、税条例の改正実施と未実施に区分、税条例改正実施には包括(認定NPO全て)、範囲指定(市内・管内・道内)、個別(首長が必要と認めるものや別表による指定更に指定無)がある。  
 これは、当該認定NPO法人に寄附をした個人の住民税の控除を受けられる制度。

(注5)③条例指定NPOとは、自治体が独自に税条例でNPO法人を指定することで、当該NPO法人へ寄附をした個人の住民税(道の場合は道民税)の控除を受けられる制度。

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO					
				条例改正実施				未実施	団体数		条例改正実施		未実施	
				14	包括	範囲	個別		12	14	指定	未指定		
豊浦町	胆振	4	×					○						○
壮瞥町	胆振	6	×					指定無		2	2	○		
白老町	胆振	10	△	28			道内				0		○	
厚真町	胆振	1	×	28			道条例 (道内)				1	道条例		
洞爺湖町	胆振	4	×					○						○
安平町	胆振	2	△					指定無			0		○	
むかわ町	胆振	3	△	28			道条例 (道内)				1	道条例		
日高町	日高	6	×					指定無			0		○	
平取町	日高	5	△					指定無			0		○	
新冠町	日高	1	×					指定無			2	○		
浦河町	日高	3	○					指定無			0		○	
様似町	日高	0	×					指定無			0		○	
えりも町	日高	0	×					指定無						○
新ひだか町	日高	8	△					指定無						○
音更町	十勝	9	○	28			道条例 (道内)							○
士幌町	十勝	3	○	28			道条例 (道内)							○
上士幌町	十勝	5	○	28			道条例 (道内)							○
鹿追町	十勝	4	○					○						○
新得町	十勝	4	○	28			道条例 (道内)							○
清水町	十勝	8	○	28			道条例 (道内)							○
芽室町	十勝	3	○	28			道条例 (道内)							○
中札内村	十勝	1	○	28			道条例 (道内)							○
更別村	十勝	1	○					指定無			1	○		
大樹町	十勝	2	○					指定無		2	2	○		
広尾町	十勝	1	○					指定無		1	1	○		
幕別町	十勝	7	○	28			道条例 (道内)							○
池田町	十勝	4	○					指定無		1	1	○		
豊頃町	十勝	0	○					指定無			0		○	
本別町	十勝	4	○	28			道条例 (道内)							○
足寄町	十勝	5	○					指定無		2	2	○		
陸別町	十勝	2	○					指定無						○
浦幌町	十勝	2	○	28			道内							○
釧路町	釧路	4	○					指定無			0		○	
厚岸町	釧路	2	○					○						○
浜中町	釧路	5	○	1				○			0		○	
標茶町	釧路	4	○					指定無			0		○	
弟子屈町	釧路	2	○					指定無			0		○	
鶴居村	釧路	5	×					指定無						○
白糠町	釧路	4	×					指定無			0		○	
別海町	根室	3	△					指定無						○
中標津町	根室	8	×					指定無						○
標津町	根室	2	○					指定無		3	4	○		
羅臼町	根室	4	×					指定無		1	1	○		

発行日	平成26年度冬号 平成27年1月16日改定版発行
作成者	NPO法人公共政策研究所理事長 水澤雅貴